

8 住宅の応急修理

(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)

8-① 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）
【準半壊以上（相当）】（内閣府告示 第7条第1号）

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）
費用の 限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別基準の設定はなし ・ 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・ ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

8-② 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） 【準半壊以上（相当）】

主 な 留 意 事 項

- 令和5年6月16日内閣府告示第91号 本告示は、公布の日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、
 - ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）などが対象になる。
- 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (屋根等に被害を受けた住家へのブルーシートの展張等)

令和5年6月16日内閣府告示第91号
本改正は、公布日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用

近年、我が国では地震、台風、強風、竜巻、大雨等により多くの家屋で屋根の損傷等が度々発生しており、地震による屋根瓦の脱落、暴風による屋根の破損などの被害の発生した直後に降雨等による屋内の浸水被害を受け、住宅の被害が拡大するケースが発生している。

<背景・課題>

- 令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3・4年と続けて発生した福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大した。
- ブルーシートの展張が実施できる団体等を把握しておらず、対応が後手に回った。
- 高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生した。 など

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が
拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする。

<概要>

1. 実施内容：屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置
 - ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張 など
2. 対象：準半壊以上（相当）の被害を受けた者（損害割合10%以上）
3. 実施期間：災害の発生の日から10日以内
4. 支出費用：1世帯当たり5万円以内
 - ・ ブルーシート、ロープ、土嚢など緊急措置に必要な資材費
 - ・ 建設業者・団体等の施工費用

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（判断方法）

損害割合の基準確認（判断方法）

ブルーシート等の展張などの緊急修理については、救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要がある。このため、被害認定調査の結果を待ってから、対応するのでは間に合わない。（その間に、降雨があれば、住宅の被害はさらに拡大してしまう。）

したがって、ブルーシート等の展張などの緊急修理については、**現場確認や被災者が申請時に持参する写真等**に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて、判断を行うこととする。

（判断方法）

- 被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
- 例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。
- 現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断する。
- 現場確認を行う場合も判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影する。
- 判定を不服とするケースも想定されるが、この場合については、現場確認等により再調査を行う。

屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張



- 瓦のズレ
- 下地材が露見等

損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御



- モルタルの脱落、クラック等
- サッシ窓の破損、歪みによる柱の隙間等

アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張

（損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保）

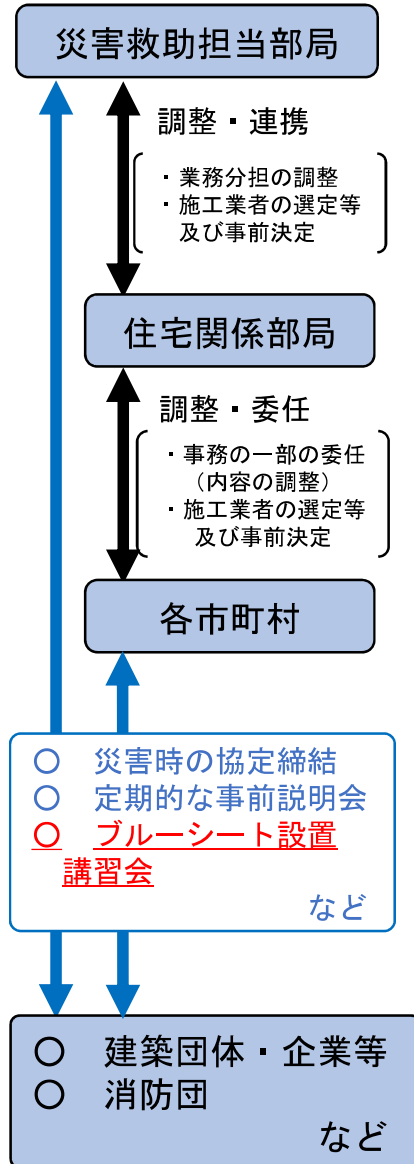


- タイルやモルタルの落下、
- 屋根瓦の落下等

※ これらの「事例」については、あくまで、救助実施主体である都道府県等の判断の参考にするために掲載するものであり、これらに対象が限定されるものではない。

(参考) 平常時におけるブルーシート展張の講習会等の開催

平常時の事前準備



高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生していることから、こうした二次被害を防ぐ観点からも屋根の上での作業については、知識・経験を有する建設業者・団体、消防団等が行うことが望ましい。

これを踏まえ、各都道府県等においては、建設業者・団体、消防団等との「災害時の支援協定」の締結や、ブルーシートの緊急措置に関する講習会の開催など、短期間に安全なブルーシートの展張作業が可能な体制を構築していただくとともに、毎年度、説明会などの開催を実施する。



写真提供JVOAD

【ブルーシート設置の講習会に関する問合せ先】

講習会への問合せ、申込みについては下記担当へご連絡下さい。

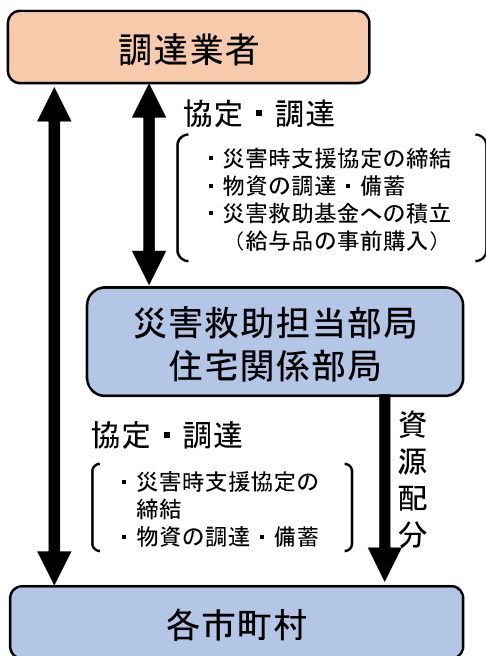
特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD) 担当：鈴木

住所：東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル267-B

電話：080-5961-9213 メール：info@jvoad.jp

(参考) 平常時におけるブルーシート等の備蓄 (事前購入及び資源配分)

平常時の事前購入



被災者が罹災証明書により被害区分を把握するまでに2週間～1カ月程度（災害の規模によっては2カ月程度）の期間を要し、その間、住宅を放置すれば住宅の損傷は拡大する。

こうしたことから、ブルーシートの展張など緊急的に措置しなければならない事態に対して、各自治体でブルーシート等の資材を備蓄しておく必要がある。

このため、「災害救助基金」の給与品の事前購入にブルーシート等の品目を追加することとし、自治体が発災直後から被災者に配布できるよう資材を備蓄することが重要。（各市町村に資源配分しておくことが望ましい。）

給与品の事前購入対象品（1世帯当たりの配布枚数）

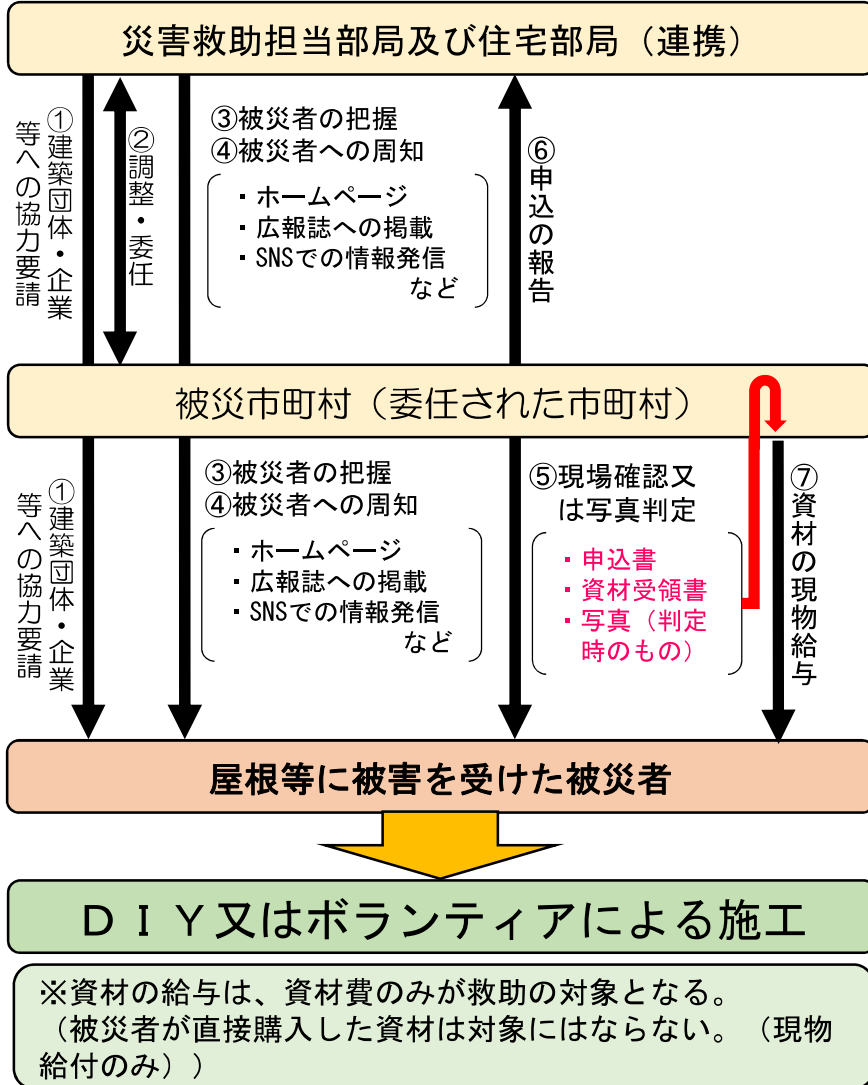
	①ブルーシート （#3000）	②マイカ線 （ビニールハウスロープ）	③土のう （UVブラック土嚢）	④防水テープ （E-スクロス011）	⑤木 材 （角材・ベニア板）
給 与 品	#3000番タイプ  厚手	 屋根の上でオススメ			 必要に応じて
	1世帯 目安 3枚（5.4m×7.2m） 単価 3,000円程度/枚	1巻（300～500m） 単価 3,000円程度/巻	50枚（UVブラック15kg） 単価 50円程度/枚	3巻（20m×100mm） 単価 1,000円程度/巻	角材 4.5cm×4.5cm×199cm 耐水合板 182cm×91cm×3mm 単価 各2,500円程度/本・枚

※ 落下防止ネットについては、専門の業者・団体で資材調達と施工を行うこと。

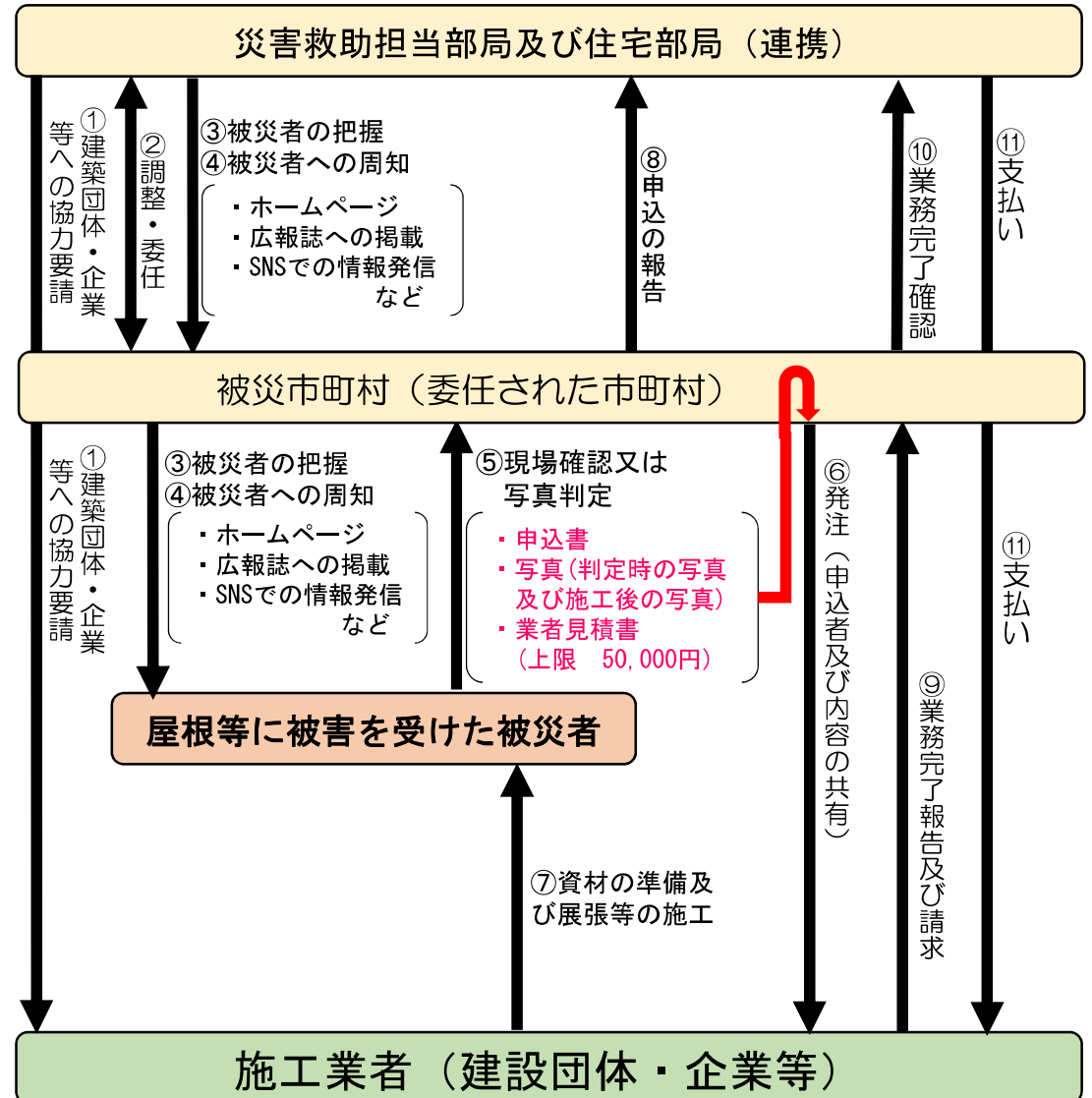
(参考) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (申請の流れ)

ケース①発災時 (資材のみ給与する場合)

被災者自身での施工は危険を伴います。
経験のない方は、必ず高所作業経験者と
2人以上で実施してください。



ケース②発災時 (建設団体・企業等が実施する場合)



(参考) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (作業留意点)

被害が生じている屋根の上でのブルーシート等の展張作業は、できるだけ、適切な装備、器具を有する職人をお願いしてください。

ご自身 (DIY) で作業を行わなければならない場合は、経験者 (高所作業の経験を有するボランティア等) と一緒に作業を行ってください。

ご自身で作業する場合の留意点

- 屋根の上での高所作業は必ず2名以上で作業をすること。(1人では作業しないで!)
 - 屋根からの落下防止のため、必ずヘルメットや命綱、安全帯を装着すること。
 - 雨の降り始めや雨が止んだ直後、屋根の上は大変滑りやすいため、作業を行う際は、最新の注意を払うこと。(降雨時は作業をしないこと。)
 - ハシゴや脚立で屋根に昇降する際は、重量物 (ブルーシート等) を持たないこと。
(修理に必要な資材は家の中から運ぶこと。)
- ※ 推奨されるブルーシート (#3000) は5.4m×7.2mで1枚で約 5.6キロある。
- 長期間、修理等を行っていない住家では、屋根の下地が腐食していることもあるため、屋根の上を移動する際は、注意して歩行すること。
 - 厚手のブルーシートでも、天候によっては半年程度で劣化するため、なるべく早く修理を行うこと。(ブルーシートは緊急の修理のため、早急に応急修理を行うこと。)
 - 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

※ スマホでもカメラでも構わないので、被害の状況が分かる写真と修理後の写真を撮影しておくこと。

(参考) 屋根に被害を受けた住家に対するブルーシート展張の方法

施工方法

ポイント

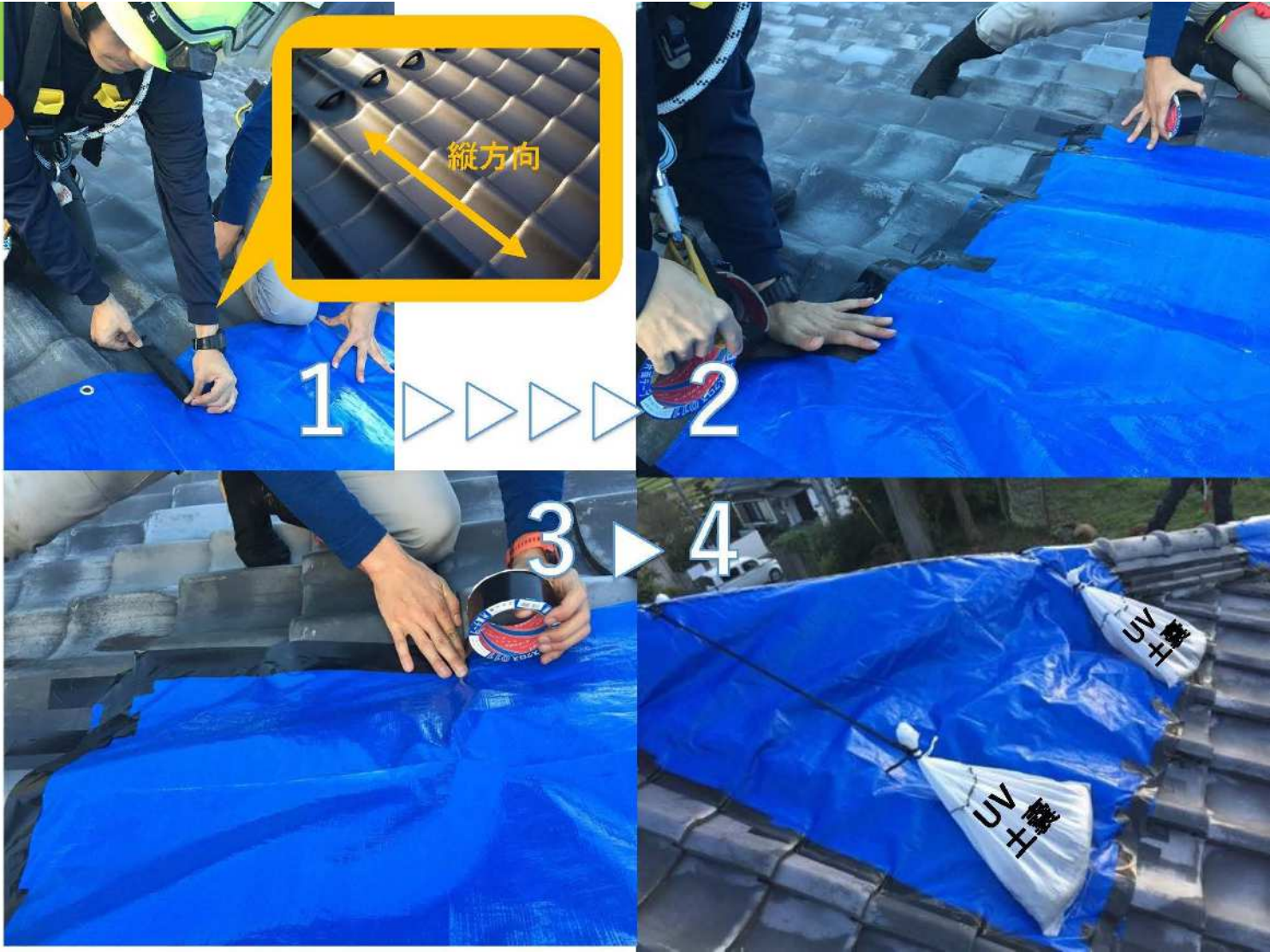
☆下準備
テープが付きやすいように
瓦をきれいにする

【手順1】
山の部分に先に貼ると隙間
が出来てしまう為
瓦の谷の部分（へこんでる
部分）に縦にテープを貼る

【手順2】
防水テープをブルーシート
中央から左と右に風が入ら
ないようにしっかりと貼る

【手順3】
縦のブルーシートの部分
（まだ貼っていない側）に
も、防水テープを貼る

【手順4】
防水テープを貼ると
しわが入る為その部分に土
嚢を載せる



≪資料作成・協力・監修≫
作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会
協力：特定非営利活動法人 JVOAD
監修：特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト

土嚢の置き方

ポイント

- 土嚢は棟をまたいで均等の距離でおく
- 土嚢でおさえる場合、幅はだいたい1mピッチくらいで
- 必ずマイカ線で屋根から落下しないように結ぶ
- ☆UV土嚢袋が無い場合（白い土嚢袋）は、三枚重ねて使用

マイカー線で落下防止！



危険！！！！

- 瓦やガレキを入れると袋が破れて地上に落下する危険大
- UV土嚢袋を使わなかった場合、2か月くらいで劣化し、中身が飛び出ます
- 土を使った場合、UV土嚢袋でも、植物などが生えてくる可能性が高いです
- ☆土嚢の中身は、砂またはバラスがオススメ

ダメな例



《資料作成・協力・監修》

作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会

協力：特定非営利活動法人 JVOAD

監修：特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト